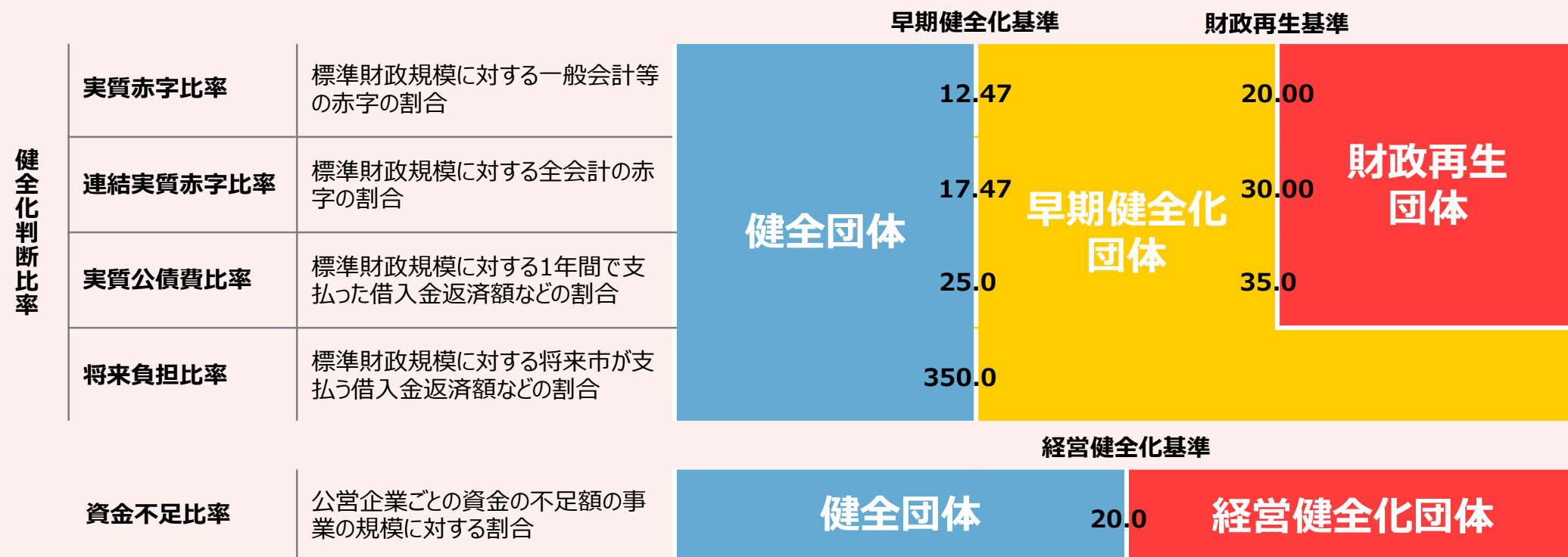


令和4年度 健全化判断比率等の公表

1. 健全化判断比率等の公表・基準

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、財政の健全性に関する指標を公表することになっています。また、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、財政の健全化を図るための計画を策定するよう義務付けられています。



基準って何？

地方公共団体の赤字や借金返済の程度といった財政状況を表す**4つの指標**がそれぞれ一定の基準を超えた場合、その程度に応じて財政健全化の対策を義務付けることが定められています。この一定の基準が「**早期健全化基準**」と「**財政再生基準**」です。

基準を超えると・・・

「**早期健全化基準**」を超えると、自治体自ら計画を作成し、議会や住民のチェックを受けながら財政を立て直します。いわば“警告”の段階で、サッカーで例えると**イエローカード**の状態です。

「**財政再生基準**」を超えると、自力で再生できない『財政破綻』と判断され、国の指導の下、立て直しを行う**レッドカード**の状態です。²

2. 真庭市の算定結果は？

市の令和4年度決算に基づく健全化判断比率の状況は以下のとおりです。（※**資金不足はありません。**）
 いずれの指標も「イエローカード」に当たる早期健全化基準を下回り、**健全な状態が保たれている**と言えます。
 しかし、地方交付税に大きく依存する(財政の基礎体力が弱い)本市では、**油断は禁物**です。

実質赤字比率 - (黒字)

実質赤字額がなく「-(黒字)」となりました。
 参考までに、本市の一般会計の実質収支黒字額1,629,685千円を、
 標準財政規模19,922,369千円で除して求めた黒字の比率は
 △8.18%となります。



連結実質赤字比率 - (黒字)

連結実質赤字額がなく「-(黒字)」となりました。
 参考までに、本市の全会計の連結実質収支黒字額5,513,397千円を、
 標準財政規模1,992,239千円で除して求めた黒字の比率は
 △27.67%となります。



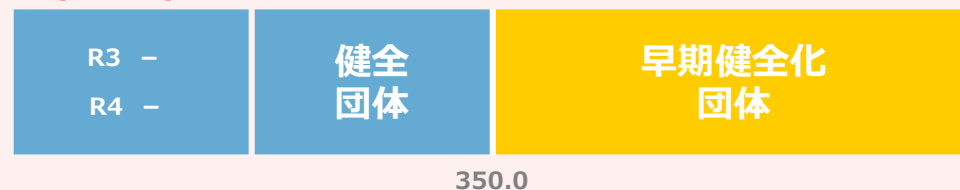
実質公債費比率 10.7%

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金や、公営企業会計・一部事務組合等が負担する元利償還金を標準財政規模と比較し、借入金返済の負担度を指標化したものです。
 本年度の数値は10.7%で、**0.4ポイント悪化しました。**



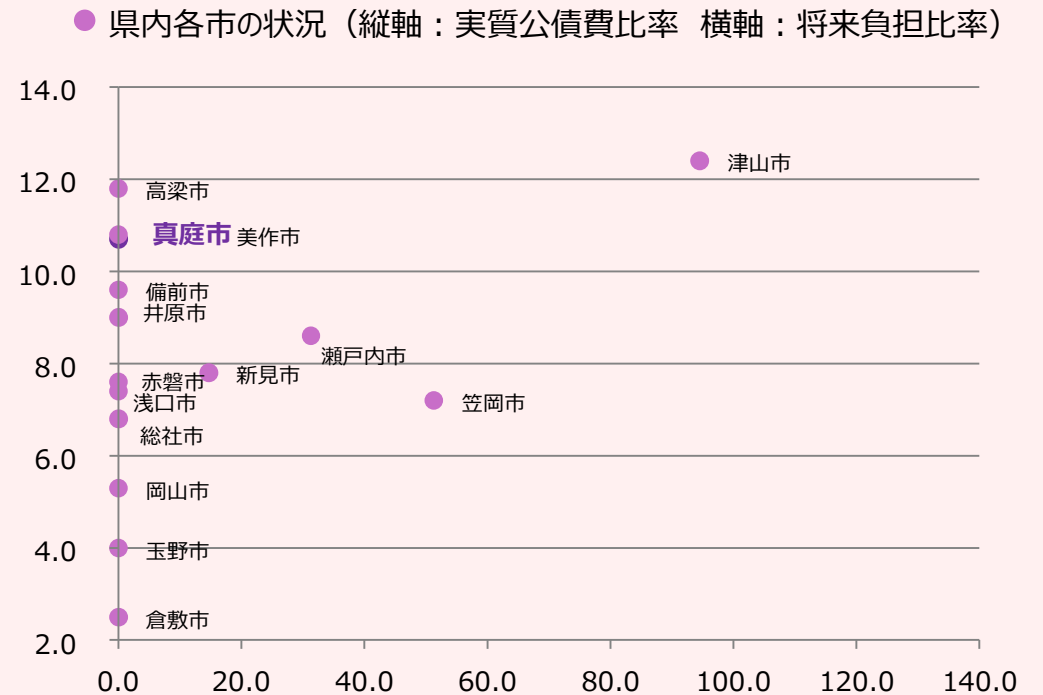
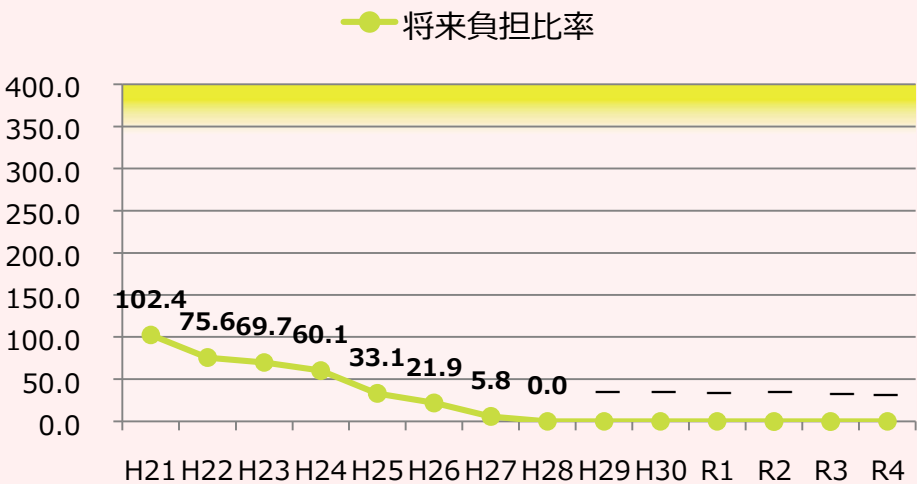
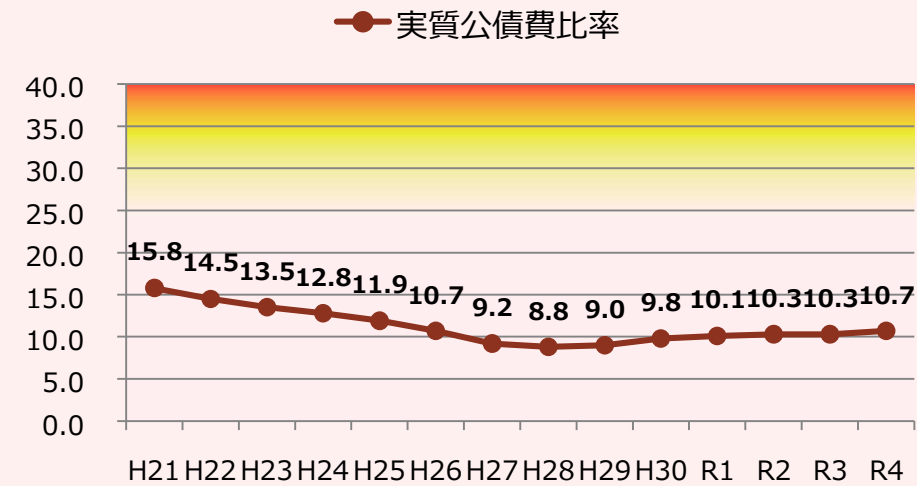
将来負担比率 -

将来負担比率は、借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある債務額を標準財政規模と比較し、将来財政を圧迫する可能性の大きさを示すものです。本年度は、前年度に引き続き**充当可能財源(貯金等)が将来負担額を上回った**ため「-」としています。



3. 過去からの推移・他市比較

下に示す折れ線グラフがH20年以降の実質公債費比率等の推移です。毎年度健全化が図られていることが分かります。しかし、ここ数年大型の普通建設事業が続いた影響で地方債償還額が増えることとなり、**今後**、数値が増加すると予測しています。



解説

真庭市では、左に示すグラフのとおり、両指標ともに財政の健全性が保たれていることが分かります。しかしながら、ここ数年の大型普通建設事業が続いた影響で地方債償還額が増えることとなりますので、今後、実質公債費比率は緩やかに上昇していくものと予測します。また、将来負担比率については、後年度への備えとしての基金積立(貯金)を確保していますので、今後も良好な状況が続くものと予測しています。

(詳細 1) 実質公債費比率の算出方法

【算出式】

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

【趣旨】

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

単位：千円

| | | R2 | R3 | R4 |
|---------------------|------------------------------|------------|------------|------------|
| ア. 元利償還金(繰上償還額等を除く) | | 4,197,927 | 4,246,489 | 4,523,636 |
| イ. 準元利償還金 | | 1,449,591 | 1,426,045 | 1,415,364 |
| 内訳 | 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額 | 0 | 0 | 0 |
| | 公営企業債の償還に充てた一般会計の繰出金 | 1,434,579 | 1,411,758 | 1,401,888 |
| | 一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てた負担金 | 12,175 | 12,175 | 12,175 |
| | 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額 | 2,837 | 2,112 | 1,301 |
| | 一時借入金の利子 | 0 | 0 | 0 |
| ウ. 特定財源 | | 48,976 | 49,153 | 46,238 |
| エ. 基準財政需要額算入額 | | 3,942,032 | 3,935,831 | 4,098,324 |
| 分子 (ア+イ) - (ウ+エ) | | 1,656,510 | 1,687,550 | 1,794,438 |
| オ. 標準財政規模 | | 19,737,525 | 20,297,053 | 19,922,369 |
| カ. 基準財政需要額算入額 | | 3,942,032 | 3,935,831 | 4,098,324 |
| 分母：オ-カ | | 15,795,493 | 16,361,222 | 15,824,045 |
| 実質公債費比率(単年) | | 10.5 | 10.3 | 11.3 |
| 実質公債費比率(3か年平均) | | | 10.7 | |

(詳細 2) 将来負担比率の算出方法

【算出式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

【趣旨】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

単位：千円

| | | R3 | R4 |
|----------------|----------------------|-------------------|-------------------|
| 将来負担額 | | 52,847,502 | 52,662,909 |
| 内訳 | 地方債の現在高 | 35,431,836 | 34,044,791 |
| | 債務負担行為に基づく支出予定額 | 44,025 | 40,337 |
| | 公営企業債等繰入見込額 | 12,180,824 | 11,373,881 |
| | 組合負担等見込額 | 127,287 | 117,565 |
| | 退職手当負担見込額 | 5,063,135 | 5,085,971 |
| | 設立法人の負担額等負担見込額 | 395 | 364 |
| | 連結実質赤字額 | 0 | 0 |
| | 組合連結実質赤字額負担見込額 | 0 | 0 |
| 充当可能財源等 | | 65,730,996 | 65,066,051 |
| 内訳 | 充当可能基金 | 29,359,296 | 29,641,570 |
| | 充当可能特定歳入 | 233,186 | 189,985 |
| | 地方債残高に係る基準財政需要額算入見込額 | 36,138,514 | 35,234,496 |
| 将来負担比率 | | — | — |

(参考) 真庭市における指標の対象範囲について

